

(別記)

つながり相談できる体制づくり事業（統括アドバイザー）  
業務受託業者選定に係る審査基準

評価項目	審査基準	配点 ①×②	基本 点数 ①	評価 係数 ②
1 法人の考え・実績 (配点 20点)	①事業の目的に沿った考えを有しているか。	10点	5点	2.0
	②相談支援に関する実績を有しているか。	10点	5点	2.0
2 アドバイザー担当 予定者の業務遂行 能力 (配点 20点)	①統括アドバイザーとしての専門的知識を有する資格・職歴であるか。	10点	5点	2.0
	②統括アドバイザーとして実効性のある業務を遂行できる業務実績を有しているか。	10点	5点	2.0
3 提案業務内容 (配点 40点)	①相談支援ネットワークづくりの現状及び課題を理解しているか。また、課題を踏まえた施策の実施方法に具体性があり、効果的な業務の遂行が見込まれるか。	10点	5点	2.0
	②障害福祉人材の育成についての現状及び課題を理解しているか。また、課題を踏まえた施策の実施方法に具体性があり、効果的な業務の遂行が見込まれるか。	10点	5点	2.0
	③地域における支援の現状及び課題を理解しているか。また、課題を踏まえた施策の実施方法に具体性があり、効果的な業務の遂行が見込まれるか。	10点	5点	2.0
	④提案内容を実施するのに適切なスケジュールとなっているか。	10点	5点	2.0
4 個人情報保護等情 報管理体制 (配点 10点)	①個人情報等の保護に関する従業者への効果的な研修対策（計画）について記述されているか。 ②個人情報等の管理上の効果的な対策及び業務の実施に際して入手した個人情報等を扱う際の手順を記した手順書が添付されているか。	10点	5点	2.0
5 経費 (配点 10点)	①評価点数は、次の式により求める。 評価点数＝10点×（最も安価な見積額÷当該提案者が提示する見積額） ※小数点以下切り捨て	10点		
	合計	100点		

- ・採点方法は、上記項目ごとに合計100点満点で評価を実施する。
- ・提案が複数ある場合は、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、最優秀提案者として選定する。  
ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は、受託事業者として特定しない。
- ・提案者が1者の場合、評価基準による得点が6割以上で、かつ審査委員の合議により認められたものについては、当該提案者を受託事業者として特定することとする。  
ただし、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、受託事業者として特定しない。

項目別配点

審査(評価)	配点
極めて高い (極めて良好)	5
高い (良好)	4
中位 (普通)	3
やや低い (やや不十分)	2
低い (不十分)	1